【令和5年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法

(1)処分

処分事業者数	2事業者	
処分日	R6. 2. 5	R6. 2. 8
処分件数(合計4)	1	3
処分内容	指示	業務停止命令、業務禁止令、指示

	T	T	<u> </u>
No	処分対象事業者	違反行為	処分内容(1件)
	名 称	勧誘目的等の不明示	令和6年2月5日付
	株式会社森商事	物品購入の勧誘に先立って、事業者の名	
		称及び営業員の氏名等を告げるのみで、貴	①指 示
	所在地	金属等売買契約の締結を勧誘する目的及び	再発防止策と社内
	さいたま市大宮区宮町二丁	勧誘に係る物品の種類を明らかにしていな	コンプライアンス体
	目141番地	かった。	制を構築し、埼玉県
			知事宛て文書報告す
	代表者	契約を締結しない旨の意思を表示した者に	ること。
	代表取締役	対する勧誘	
	森秀典(もり ひでのり)	消費者が貴金属等の売買契約を締結しな	
		い旨の意思を表示したにもかかわらず、引	
	取引類型	き続き売買契約の締結を勧誘していた。	
	訪問購入(消費者宅等での		
	物品の買取り)	物品引渡しの拒絶に関する告知義務に違反	
		する行為	
		売買契約が成立した消費者から物品の引	
		渡しを受けるとき、クーリング・オフ期間	
		内(契約書面を受領した日から8日以内)	
		は物品の引渡しを拒むことができる旨を消	
		費者に告げていなかった。	

No.	処分対象事業者	違反行為	処分内容(3件)
	名 称	契約書面記載不備	令和6年2月8日付
	恭和設備こと中西恭佑	契約書面中に「書面又は電磁的記録によ	
		り役務提供契約の申込みの撤回又は解除が	①業務停止命令9か
	所在地	できる」旨が記載されていなかった。	月(事業者に対し)
	さいたま市大宮区桜木町2		
	丁目3番地 大宮マルイ7階	債務履行拒否•不当遅延	②業務禁止命令9か
		消費者からクーリング・オフの申し出を	月(代表者個人に対し
	営業所	受けたにもかかわらず、返金等の債務の全)
	千葉市中央区都町1-42	部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅	
	-3ヒルズミヤコ201号	延させる行為をした。	③指 示
2			再発防止策と社内
	代表者		コンプライアンス体
	中西恭佑(なかにし きょ		制を構築し、埼玉県
	うすけ)		知事宛て文書報告す
			ること。
	取引類型		
	訪問販売(消費者宅等での		
	水回り修繕)		
	※本案件は、千葉県と合同		
	で調査、処分		

(2)指導(特定商取引法·県消費生活条例)

販売類型	件数
·訪問販売	20件※
·通信販売	25件
·電話勧誘販売	1件※
·特定継続的役務提供	1件
·訪問購入	1件
·条例	3件
計	50件

[※] 同一事業者に対し、訪問販売及び電話勧誘販売について指導を行った案件が1件あり、 販売類型別には1件ずつカウントしているが、指導件数の合計としては1件としてカウントしている。

【主な事案の概要】

- 訪問販売では、屋根の修繕に関係する事案が多数を占めている。
 - ・修繕が有料となることを明示しない勧誘
 - ・本来は不必要な修繕の勧誘
 - ・ 契約解除の妨害 等
- 通信販売では、商品の定期購入に関係する事案が多数を占めている。
 - ・ 定期購入契約であることがわかりにくい
 - ・ 申込内容を容易に確認・訂正できるようになっていない
 - ・ 事業者に解約の連絡がつながらない 等

2 景品表示法

(1)処分

処分事業者数	1事業者
処分日	R6. 2. 8
処分件数	1
処分内容	措置命令

No.	処分対象事業者	違反事実(ウェブサイト上の表示)	処分内容(1件)
	名 称	優良誤認表示	令和6年2月8日付
	中西設備こと中西恭佑	○「信頼の実績 年間14,400件 月間	①措置命令
		1,200件修理お手伝い!」と、あたかも多	〇法に違反する表示
	所在地	数の修理実績があるかのような表示をして	を行っていたことを
	千葉市中央区都町1-42	いた。	一般消費者に周知徹
	-3ヒルズミヤコ201号	→実際には、同社の人員体制では現実的に	底(日刊紙への社告
		対応不可能な修理件数の表示であった。	掲載)すること
	代表者		〇再発防止策を講じ
1	中西恭佑(なかにし きょ	〇「お客様満足度99% 修理後1ヶ月以	て従業員に周知徹底
	うすけ)	内の再発トラブル年間0件!」と、あたか	すること
		も顧客満足度が高く、修理後のトラブルが	○今後、同様の表示
	対象役務	生じていないかのような表示をしていた。	を行わないこと
	水回り修繕	→実際には、統計的に客観性が確保された	
		調査による顧客満足度ではなかった。	
	対象表示物	→また、消費者及び消費生活相談窓口等か	
	「くらし水道24」と称す	ら複数の苦情を受けていたにもかかわらず	
	るウェブサイト	、敢えて修理後1ヶ月以内の再発トラブル	

を限定	的に取り上げた表示であった。	
有利誤	認表示	
〇「水	漏れた!水溢れた!トイレ詰まった	
! 35	0円(税込)~」と、あたかも安価	
な価格	で役務を提供可能であるかのように	
表示し	ていた。	
→実際	には、作業過程で発生する追加料金	
により	約数万円から数十万円を請求される	
など、	表示されているような価格では役務	
提供を	受けられなかった。	

(2)指導(景品表示法)

文書注意	50 件	優良有利誤認(37件)優良誤認(12件)有利誤認(1件)
口頭注意	8 件	優良有利誤認(4件)優良誤認(2件)有利誤認(2件)
計	58 件	

【主な事案の概要】

- 美容系商品や整体院等の商品・サービスで、効能効果の合理的な根拠不存在、統計的な客観性のない口コミNo.1表示(「優良誤認」)や、同一価格キャンペーンの継続実施(「有利誤認」)等が多数、行われていた。
 - ※ 優良誤認表示とは:商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。 商品・サービスの品質を、<u>実際よりも優れているかのように偽って</u>宣伝する行為。
 - ※ 有利誤認表示とは:商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。 商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。